

## 山口県薬剤師会 実務実習 Q&A

### Q1 学生がクルマ通学を希望する場合は？

公共交通機関での通学を原則とすること。交通不便など通学困難な場合は学生・大学・施設の3者でよく話し合うこと。

### Q2 指導薬剤師または学生が病気その他で実習できない日がある場合は？

実習の中断が数日間にわたる恐れがある等、期間内に実習を終えることに不安がある場合は、早めに県薬のトラブル担当者に御連絡ください。実習継続困難と判断され受入先の変更に発展する場合になる場合、実習の中断を最小限に済ませるには県薬が事情を把握しておく必要がありますので、県薬トラブル担当者への報告はメールなどで「早めに」「確実に」していただけるようお願いいたします。

なお、実習予定に変更がある場合はできるだけ早く学生に伝えて了解を取り、学生に不安を与えないよう配慮してください。

### Q3 大学の担当教員への質問は、指導薬剤師から直接やりとりして構わないか？

構いません。実習への考え方は大学毎に少しずつ違いますので、しっかりコミュニケーションをとって、なんでも相談しやすい状況にしてください。一般的な質問であれば県薬で回答できることもあろうかと思しますので、その場合は県薬事務局まで御連絡ください。

### Q4 実習時間は9時～5時か？週休2日で土曜日は実習できないが良いか？休日・夜間の実習は？

薬局の営業時間に合わせてください。休日夜間診療所の見学や研修会など現場でしか体験できないことはどんどん連れて行っていただきたいと思いますが、(学生が自発的に残る場合を除いて)時間外・休日に実習を行う場合は安全確保の上、事前に学生の了解をとり、強制にならないよう配慮してください。

### Q5 実習スケジュールの提示はどの程度すべきか？

学生にも予定がありますので、特に時間外に予定を入れる場合は早めに伝えておいてください。また、今やっている実習が実習全体のどの位置にあり、これから先、どんな実習が待っているのかが分かると、学生は安心し、心の準備をします。実習が行き当たりばつたりにならないよう、今後の予定を学生に示してあげてください。

Q6 在宅の実習が実施困難であり、委託できる薬局も近隣にない。必ず連れて行かなければならないか？

まず、DVD を見るだけなどの研修で終えることは避けていただきたいと思います。

在宅は患者や患者家族と契約が取れていなくても心配ありません。馴染みの患者さんに頼んで、高齢者が自宅でどのように薬を管理して飲んでいるか、どんな問題があるのか、現場を見せていただくと良いと思います。自分の身内や従業員の家族でも構いません。むしろ協力薬局に丸投げすることの方が心配な場合もあるかもしれません。

ただし、実際に在宅業務を行う場合の手続きや書類、順序などは学生に説明できるよう、各種資料を参考に準備しておく必要があります。

Q7 学校薬剤師の実習が実施困難である。必ず連れて行かなければならないか？

やはり現場をみせていただきたいと思います。依頼が困難な場合は県薬にご相談ください。

学校に連れて行くにあたり、薬学生の同行について直接学校に許可をとってください。もし支部が対応しても難しいようであれば、県薬にご相談ください。

協力薬局に委託する場合は早めに約束をとり、どのような見学をさせてもらえるのか事前に把握しておくとともに、費用などについて了承を得てください。ハラスメントや到達目標についても説明しておいてください。

また、日薬 HP(会員ページ)に「薬局薬剤師のための薬学生実務実習指導の手引きー学校薬剤師編ー」が出されましたので、参考にしてください。

Q8 OTC をほとんど扱っておらず、到達目標を達成する方法がわからない。

そもそもの到達目標は「適切に選択・供給できる」ようになることですので、自施設で実施困難ならばコアカリ方略にこだわらず、他の方略を考えましょう。

OTC の相談を受ける多くの場合、薬歴によって生活習慣や病歴、体質まで把握しているわけですから、どんな成分が入っていたら良くないかの判断は、保険調剤と何ら変わりありません。OTC 商品をジャンルごとに見れば構成成分に大差はなく、使用上の留意事項も限られています。代表的な商品からパターンが把握できていれば、1つ1つの商品の成分はネットで検索できますので暗記する必要はなく、置いてある商品が少ない場合、供給に難があっても相談応需に問題はありません。山口県薬 HP にも資料を掲載していますのでご活用ください。万一 OTC を置いていない場合は、良い機会ですから取り扱いを始めましょう。

Q9 協力薬局に学生を預ける場合や集合実習の交通費、その他経費は誰が負担するのか？

実習費は1日5000円(半日2500円)を目安にするのが適当だと思われます。交通費その他についてはいろいろなケースがあり一概には言えませんが、基本的には学生が負担します。薬局実務実習は1薬局完結型を基本としていますし、当該実習施設が関わっている地域・医療連携

の中で実習を行うことが重要です。問題になるほどの交通費用が発生する実習方法は適当ではないと思われます。

山口県内では今のところ、交通費・ガス代・手土産代などの費用が要る場合、全て実習施設が負担している場合が多いと聞いています。

Q10 実習費用は実習施設である薬局への支払いしかできないのか？ 指導薬剤師への支払い、または協力してくれる薬局に分けての支払い、グループ薬局の本社への支払いはできないか？

実習施設(薬局)と大学との契約になるので、実習費に関しては大学から直接薬局に振り込む形になります。実習にかかる諸経費についてはその中から支出するべきと思われます。

実習費用は委託費として課税対象になります。非課税となるよう日薬が要望していますが、現時点では収益として計上して消費税等の申告も必要です。

Q11 学生の最終的な成績・合否は、指導薬剤師が決めるのか？

薬局では実務実習の到達度を測定し、薬剤師として判断した結果としての評点をつけます(測定と価値判断)。最終的な意思決定(単位認定)は大学が責任を持って行います。

指導薬剤師の評価に正解はありません。自信と愛情をもって評価してあげてください。

Q12 スケジュール通りに実習が進まないことが予想されるが・・・

スケジュール通りに進めようとせず、学生と一緒に歩きましょう。得意なところは早く進み、苦手なところはゆっくり進めば良いと思います。

実習開始直後は1つの目標到達に時間がかかっても、1つの業務から複数のSBOを学ぶことになるので、実習が進むにつれて楽になっていくことと思います。

Q13 学生につきっきりになると、業務に多大な影響がでて困るが・・・

指導薬剤師一人で全てやる必要はありませんし、それではお互いが疲れます。指導薬剤師の監督の下、薬局のスタッフ全員で実習を実施する体制をとりましょう。「学生に任せてよいこと」、「ついていなければならないこと」、「やらせてはならないこと」の区別については日薬資料「薬学教育6年制と長期実務実習について」のP35～P41を参照され、薬局のスタッフ全員が理解しておくことが必要です。ハラスメントについても同様です。

学生だけ他の事をするのではなく、日常業務に実習を組み入れることが大事です。まずはやらせてみて、どれくらいできるか確認し、見学やちょっとした説明をし、雰囲気慣れたら徐々に自分でさせるようにしましょう。

#### Q14 学生の評価の仕方は？

薬局では SBO の到達度を形成的評価します。実習記録への記載が指導薬剤師や学生の負担にならないよう配慮されています。

基本は毎日のレポート(どのLSを行った程度)と週報(課題の記入等含む)を参考にして形成的評価を行い、次の目標を設定してステップアップを図ります。

自分に平均的な評価ができるかどうかなどは気にせず、自信を持って自分の思う評価をしてください。

#### Q15 実習トラブルを防ぐコツは？

まずは、どんなことがハラスメントにあたるのかを知っておくことが大切です。それは指導薬剤師に限りません。学生に接するすべてのスタッフへの周知が必要であり、これはトラブルを防ぐうえで最も大事なことです。ハラスメントについては別に資料を利用していますので周知徹底をお願いします。

山口県薬では実習の各期後に学生・指導薬剤師へのアンケート調査を実施して、その結果をまとめ、各期終了後に行う薬学教育委員会内で共有しています。アンケートには、今まで県内で実習を終了した学生からの感謝・要望・不満・改善すべきところ・・・等、様々な意見が記載されていますので、トラブルを防ぎ、より良い実習にしていくコツが自ずと解ると思います。希望される方にはアンケート報告書を送りますので実習地区担当者または県薬事務局にお知らせください。

また、最近では SNS で実習施設や実習内容、学生についての書き込みが問題になることもあります。メーカーの勉強会で供される食事をアップしたりするなどの愚行にも気を付けてください。指導薬剤師・その他スタッフ・学生とも、事前に十分な注意指導をお願いします。

#### Q16 実習費用が内税と外税の大学がある？

山口県の所属する九州・山口地区調整機構の取り決めとして、山口県内で行う薬局実習は全て外税で受けることとなっており、例外は認められません。